

横浜地裁本庁の選任手続で使用する施設案内

■ 裁判員候補者受付

選任手続当日、裁判所へお越しいただきましたら、「裁判員候補者受付」において、受付手続をいたします。

受付は、「裁判員等選任手続期日のお知らせ」に書かれている時刻の20分前から開始いたします。

当日は、「裁判員等選任手続期日のお知らせ」をご提示ください。



■ 裁判員候補者待機室



受付が終わりましたら、「裁判員候補者待機室」にご案内します。

こちらでは、事件の概要や手続の流れ等の説明を受けていただき、質問手続を経て、裁判員を選ぶ抽選を行います。

質問手続における質問は、ごく一般的な事項に限られ、特に差し支えのない場合は、他の裁判員候補者の方と一緒にこちらの部屋で質問をさせていただきます。

質問手続には、裁判官・検察官・弁護士・裁判所書記官が立ち会います。

■ 質問手続室

裁判員候補者のみなさんが、裁判員になることについて差し支えがないかどうか、裁判長が個別にご事情をお伺いする部屋です。

お一人での面談を希望された方や、裁判長が個別にご事情をお伺いしたいと考えた方には、こちらの部屋で個別に質問をさせていただきます。



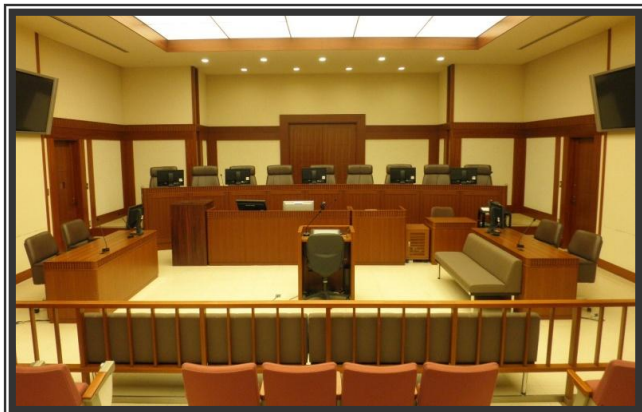
■ 待機室前廊下



受付、待機室、質問手続室への移動を、廊下にラインを引いてご案内しています。

横浜地裁本庁の裁判員が使用する法廷及び評議室

■ 第101号法廷



横浜地裁本庁では、裁判員裁判が行える法廷が7つあります。

101号法廷は、その7法廷のなかで一番大きい法廷であり、傍聴人が多数予想される事件などで使用されます。

裁判員のみなさんは、裁判官と一緒に法壇に着席していただき、証拠の取り調べなどの審理に立ち会います。裁判官3人の左右に3人ずつ裁判員が着席します。

■ 評議室

法廷で、審理が行われた後、裁判官と裁判員の話し合い（評議）が行われる部屋です。

評議以外にも裁判員の待機室として使用しますので、ロッカーや給茶関係の設備、休憩するためのソファなどをご用意しています。

